

八丈町インターネット公有財産売却実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、インターネット上でのオークションシステムを利用した公有財産売却に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) インターネット公有財産売却 インターネット上でのオークションシステムを利用した公有財産売却をいう。
- (2) システム提供法人 インターネット公有財産売却のシステムを提供する法人をいう。
- (3) 公有財産売却参加者 インターネット公有財産売却に参加する者をいう。
- (4) 最高価申込者 インターネット公有財産売却の結果、最高価申込者となった公有財産売却参加者をいう。
- (5) 売却決定者 公有財産の売却が決定した者をいう。
- (6) 不落札者 公有財産売却参加者のうち、公有財産の売却決定をしなかった者をいう。
- (7) 納付代理人 システム提供法人のうち、公有財産売却参加者からインターネット公有財産売却に係る入札保証金の納付及び還付に関する代理権を付与されているものをいう。

(業務)

第3条 町は、インターネット公有財産売却を実施するに当たり、公有財産売却手続以外に次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) インターネット公有財産売却実施に関するシステム提供法人との契約締結に関する業務
- (2) 売却可能な公有財産の選定、掲出及び管理
- (3) インターネット公有財産売却に係る参加申込及び下見会実施及びシステム利用料金支払
- (4) その他インターネット公有財産売却において生じる業務

(インターネット公有財産売却の適用範囲)

第4条 町が八丈町財産運用委員会において処分を決定した財産は、インターネット公有財産売却の対象とすることができる。ただし、随意契約によるものはこの限りでない。

(公有財産売却参加者)

第5条 公有財産売却参加者は、インターネット公有財産売却に参加を希望する者で、別に定める八丈町インターネット公有財産売却ガイドラインを承認する者とする。

(入札及び開札)

第6条 インターネット公有財産売却は、期間を定めて行うものとする。

2 インターネット公有財産売却の方法は、入札又はせり売りとする。

3 前項の方法は、売却する公有財産の性質等を考慮し売却する公有財産ごとに決定する。

4 入札又はせり売りの締切り後に、入札又はせり売りの結果を町長が確認することをもって、開札したものとみなす。

5 入札又はせり売りの終了の告知は、インターネット公有財産売却システムに最高価申込者の情報並びに入札金額を掲示することにより行うものとする。

(入札保証金の徴収)

第7条 町は、入札保証金を徴収するものとする。

(入札保証金の納付方法)

第8条 入札保証金は、公有財産売却参加者が町に直接納付する場合を除き、納付代理人が納付し、又は町に代わって公有財産売却参加者に還付するものとする。

第9条 公有財産売却参加者は、インターネット公有財産売却のシステムを介し、クレジットカードを利用して、入札保証金を納付代理人に納付するものとする。ただし、当該入札保証金を町に直接納付する場合は、町は、第12条の規定に基づき受け入れるものとする。

(入札保証金の納付猶予)

第10条 公有財産売却参加者が、次の各号のいずれにも該当している場合は、インターネット公有財産売却開始前に納付代理人が行う入札保証金の納付については、最高価申込者を決定するまで、又はインターネット公有財産売却を中止するまでの間はその納付を猶予する。

(1) 公有財産売却参加者が、入札保証金の納付を自己名義のクレジットカードによる決済としてインターネット公有財産売却に参加していること。

(2) 納付代理人が、公有財産売却参加者の入札保証金に相当するクレジットカード売上承認によるカード与信枠を取得している事実を確認し、そのことを町長に通知していること。

(納付を猶予した入札保証金の取扱)

第11条 売却決定者の入札保証金については、インターネット公有財産売却終了後に納付代理人が速やかに納付するものとする。

2 前項に規定する者を除く公有財産売却参加者の入札保証金については、納付を免除する。

3 インターネット公有財産売却を中止した場合は、全ての公有財産売却参加者の入札保証金について納付を免除する。

(公有財産売却代金等の受入)

第12条 公有財産売却代金及び入札保証金の受入は、入札保証金納付書及び買受代金納付書による納付又は町の指定金融機関の会計管理者名口座への振込によるものとする。

(買受代金への充当)

第13条 売却決定者の入札保証金は、公有財産売却代金に充当する。

(不落札者への入札保証金の返還)

第14条 入札保証金のうち、不落札者が町に直接納付したものは、当該不落札者から受領した公有財産売却入札申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書により速やかに返還する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。